

各納期ごとの納付額です。
年度途中で納付方法が切り替わる場合は次のように記載されます。
『例』年間保険料額が41,100円で、
第1～3期分（9月分）まで
普通徴収、10月以降からは
特別徴収となる場合。

| 納期 (月) | 保険料額 | 普通徴収の納期限 |
|-----------|--------|-------------|
| | 特別徴収 | 普通徴収 |
| 4月 | | |
| 5月 | | |
| 6月 | | |
| 7月 | 6,800 | 令和*0年 7月31日 |
| 8月 | 6,800 | 令和*0年 8月31日 |
| 9月 | 6,800 | 令和*0年 9月30日 |
| 10月 | 6,900 | |
| 11月 | | |
| 12月 | | |
| 1月 | 6,900 | |
| 2月 | 6,900 | |
| 3月 | | |
| 随時期 | | |
| 計 | 20,700 | 20,400 |
| 合計 | | 41,100 |

※上の例は、あくまでも一例です。被保険者の方によってさまざまなものがありますので、必ずご確認ください。

後期高齢者医療保険料の徴収方法です。

徴収方法には、納付書や口座振替で納めていただく「普通徴収」と、年金からあらかじめ引かれる「特別徴収」の2種類があります。

「特別徴収」の場合は差し引かれる年金の種類なども記載されています。

また、年度途中で徴収方法が切り替わる場合もあります。

例

0392
山辺町
地

令和*0 年度
後期高齢者医療保険料額決定通知書
令和*0年 7月15日

山形県後期高齢者医療広域連合長

年度分の後期高齢者医療保険料額を以下のとおり決定しましたので通知します。

| | | | |
|--------|---------|--------|------------|
| 被保険者氏名 | 山辺 太郎 様 | 被保険者番号 | 0000000000 |
|--------|---------|--------|------------|

決定年月日 令和*0年 7月 1日 被保険者番号 0000000000

決 定 理 由 年度当初賦課による後期高齢者医療保険料額決定のため

年間保険料額
 年度分の後期高齢者医療保険料額
41,100 円

保険料算定の基礎

| | | | | | |
|---|---------|--------------------|-------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| ①賦課のものとなる所得金額 | ②所得割率 | ③所得割額 (12か月分) | ④均等割額 (12か月分) | ⑤算出額 $\frac{③+④}{⑤}$ | ⑥限度超過額 |
| ***** | ***** | ***** | 41,100 | 41,100 | ***** |
| ⑦所得割額減額 (12か月分) | 均等割額減額合 | ⑧均等割額減額 (12か月分) | ⑨年保険料額 $\frac{⑤-⑥-⑦-⑧}{⑨}$ | 月数 | ⑩月割額 $\frac{⑨}{⑩}$ |
| ***** | ***** | ***** | 41,100 | 12 | 0 |
| 後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被保険者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎がこちらに表示されます。 | | | | | |
| ⑪均等割額 (12か月分) | 均等割額減額合 | ⑫均等割額減額 (12か月分) | ⑬年保険料額 $\frac{⑪-⑫}{⑬}$ | 月数 | ⑭月割額 |
| ***** | ***** | ***** | ***** | ***** | ***** |

年度 後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書
令和*0年 7月15日

| | | |
|--|------------|-------------|
| 年間保険料額 | 41,100 円 | |
| 返戻額 | 0 円 | |
| 差引保険料額 | 41,100 円 | |
| 被保険者番号 | 0000000000 | |
| 通知書番号 | 0000000000 | |
| 保険料納付方法等 | | |
| 徴収方法 | 特別徴収 | |
| 特別徴収義務者 | 厚生労働大臣 | |
| 特別徴収対象年金 | 老齢基礎年金 | |
| 申込別徴収方法による徴収額の内訳 | | |
| は、年金からの特別徴収となります。 | | |
| ※特別徴収対象者の徴収額：来年度の 4月・6月・8月の年金から差し引か れる保険料額は、来年2月の保険料額 と基本的に同額になります。 | | |
| 納期 (月) | 保 険 料 額 | 普通徴収の納期限 |
| 4月 | | |
| 5月 | | |
| 6月 | | |
| 7月 | 6,800 | 令和*0年 7月31日 |
| 8月 | 6,800 | 令和*0年 8月31日 |
| 9月 | 6,800 | 令和*0年 9月30日 |
| 10月 | 6,900 | |
| 11月 | | |
| 12月 | 6,900 | |
| 1月 | | |
| 2月 | 6,900 | |
| 3月 | | |
| 随時期 | | |
| 計 | 20,700 | 20,400 |
| 合計 | | 41,100 |

電話 023-667-1105

決定通知書の見方

お送りいたしました「決定通知書」の内容をご確認いただけます。参考としてください。

また、同封のリーフレットも併せてご覧ください。

【年金からの特別徴収額について】

町で保険料を決定した後、年金保険者へ天引きする金額を通知しておりますが、年金保険者からの通知等に反映されるのに時間がかかります。

そのため、年金保険者から通知される金額と決定通知書に記載した金額が異なる場合がありますが、実際にお求めいただく保険料は決定通知書に記載した金額です。

年間の保険料の額です。

口座振替の登録をされている方は、次のように登録口座が記載されます。

『例』

| | |
|------|---------|
| 金融機関 | 〇〇銀行 |
| 口座種別 | 普通預金 |
| 口座番号 | 1234*** |

口座名義人 ヤハラコ

※口座番号の一部が「*」で隠れて印字されます。

後期高齢者医療保険料のよくあるご質問

1. 後期高齢者医療保険に加入しなければならないのでしょうか。

75歳以上の方は働いている方が少なく、通院・入院する方が多いことから、現役世代と高齢者世代とを明確に分け、社会全体で支えあうために後期高齢者医療保険制度が創設されました。

医療給付費の財源は国・県・市町村が約5割、若年者の医療保険からが約4割、そして被保険者にお支払いいただく後期高齢者医療保険料が約1割となっています。

2. 今年75歳になって国民健康保険から後期高齢者医療保険に移りましたが、両方の納税知書が届きました。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料とともに、加入していた月割で計算されます。

例として、6月に後期高齢者医療保険に移った場合、国保税は4、5月分、後期は6月以降分の金額を計算し、それぞれ納税通知書を送付しています。

3. 昨年より保険料が高くなった。

①昨年中の所得が増えた

後期高齢者医療保険料には、前年中の所得金額に応じて計算する所得割があるため、一昨年に比べて昨年の所得が多くなれば税額が高くなる場合があります。

計算に用いる所得には、事業所得や年金といった総合課税所得のほか、土地・建物の譲渡益のような分離課税となる所得も含まれます。

②世帯に未申告者がいる

世帯の所得が少ない場合、均等割額が軽減されますが、世帯主や後期被保険者で所得のわからない方がいると判定ができないため、低所得による軽減の対象となりません。

収入が0であっても、町内の方から扶養されていない方は町税務課で住民税申告をしてください。

③元被扶養者の軽減が終了した

後期高齢者医療保険への加入前に、被用者保険の被扶養者（社会保険の扶養など）だった方は加入から2年間均等割が5割軽減されます。2年経過により軽減が終了することで、保険料が増額する場合があります。

④1回に納める金額が変わった

年間の税額は大きく変わっていなくとも、年8回の納付書での納付から、年6回の年金天引き（特別徴収）に移行するなどの理由で、1回に納めていただく金額に差が出る場合があります。

4. 特別徴収（年金天引き）にするためにはどのような手続きが必要ですか？

手続きは必要ありません。

特別徴収は、徴収可能になれば自動的に開始されます。年金受給者は特別徴収が原則ですが、年金保険者からの通知により特別徴収が開始されるため、特別徴収が始まるまでには少なくとも半年から1年程度の準備期間が必要です。特別徴収が開始されるまでの間は、普通徴収（納付書または口座振替）の方法により納付いただくことになります。

また、特別徴収が開始される際は、事前に町より通知書をお送りします。

5. 年金を受給しているのに、年金から引かれないのはなぜですか？

年金からの天引き（特別徴収）が可能な方は、特別徴収が基本ですが、次のような場合は特別徴収になりませんのでご注意ください。

- ・75歳になってから約半年未満の方
- ・町外から転入されて間もない方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の納付額が公的年金支払い額の2分の1を超える方
- ・年金の種類が特別徴収の対象となっていない（老齢福祉年金など）
- ・特別徴収対象となる年金の受給額が年額18万円未満の方
- ・年金を担保に借入をしている方

など

6. 年金からの特別徴収を止めることはできますか？

これまで保険料の滞納が無い方は、口座振替で納付することを条件に、町税務課へ申請することで納付方法を変更することができます。

7. 他の税目で口座振替の登録をしていますが、新たに口座振替の申し込みが必要ですか？

口座振替は税目ごとに金融機関の承認が必要となるため、他の税目で口座振替をご登録いただいている場合、後期高齢者医療保険料については新たに登録していただく必要があります。これは、年齢到達によって国民健康保険から移行した場合も同様です。